

## 売買停止制度の改正要綱(案)

### 1. 改正趣旨

本所では、近年のインターネットの普及等、情報通信インフラの急速な発達などを踏まえて、平成10年7月に、投資者の利便性向上の観点から、売買停止期間の短縮を図るなど、売買停止制度の改正を実施したところである。

しかしながら、当該制度改正以降、上場会社による情報の適時開示体制の強化が図られるとともに、本年10月1日の適時開示情報伝達システム（T D n e t）の本格稼働等に伴い開示情報の処理及びマス・メディアへの配信時間等の短縮化が予想されるなど、投資情報の開示・伝達に係る諸環境は更なる改善を示してきている。こうした中、市場関係者の間からは、売買停止期間の一層の短縮など、売買停止制度の見直しへの要請が強くなってきているところである。

本所では、このような状況を踏まえて、売買停止制度の改正を図るものとする。

### 2. 改正概要

売買停止が行われた銘柄に係る情報開示後の当該開示内容の配信（情報ベンダー端末経由）に要する時間が大きく短縮されていること（平均時間 40分程度から平均10分程度）などを踏まえ、可能な限り投資者に取引機会を提供する観点から、以下のとおり、情報開示から売買再開までに要する 期間を短縮するものとする。

項 目	改 正 後	改 正 前	備 考
売買停止期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社による開示が行われていない情報に基づく売買停止の場合又は開示情報に基づく売買停止の場合にかかわらず、上場会社による開示実施後<u>60分経過時点</u>までとする。</li> <li>ただし、本所が、当該開示情報を踏まえて当該上場銘柄の取引ポストの変更を検討又は決定する場合は、以下のとおりとする。 監理ポスト割当の場合 当該ポスト変更に係る決定が発表された後<u>60分経過時点</u>までとする。 整理ポスト割当の場合 現行どおりとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社による開示が行われていない情報に基づく売買停止の場合又は開示情報に基づく売買停止の場合にかかわらず、上場会社による開示実施後<u>90分経過時点</u>までとする。</li> <li>ただし、本所が、当該開示情報を踏まえて当該上場銘柄の取引ポストの変更を検討又は決定する場合は、以下のとおりとする。 監理ポスト割当の場合 当該ポスト変更に係る決定が発表された後<u>90分経過時点</u>までとする。 整理ポスト割当の場合 当該ポスト変更に係る決定が行われた日については、終日停止とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正規則 業務規程施行規則第20条第2号 日経300特例施行規則第24条第1号</li> <li>整理ポスト割当の場合については、従前どおり終日停止とする。</li> </ul>